石井　智恵	いしいともえ政策研究会	主たる事務所の所在地	愛媛県松山市味酒町三―二―五	八、二、一八
石川　大我	石川大我にじいろの会	主たる事務所の所在地	東京都豊島区西巣鴨三―二一―一〇	七、七、二九
石橋林太郎	石橋林太郎後援会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―一	八、一、一
伊藤信太郎	いとう会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―二―	八、三、一〇
大西　健介	健政会	主たる事務所の所在地	愛知県安城市井杭山町高見八―	八、二、一二
亀井亜紀子	亀栄会	主たる事務所の所在地	東京都品川区上大崎三―三―九	八、二、一二
木村　義雄	国際政経研究会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―	八、二、二
吉良　州司	吉良州司と元気な大分を創る会	主たる事務所の所在地	東京都国立市東三―一八―四	八、二、二六
金城　幹泰	金城みきひろ後援会	公職の種類	衆議院議員	七、九、八
沓澤　亮治	くつざわ後援会	公職の種類	参議院議員	八、一、一
佐々木雅文	佐々木まさふみ後援会	主たる事務所の所在地	宮城県仙台市宮城野区宮城野一―一一―六	七、一二、八
佐藤　公治	公政会	主たる事務所の所在地	東京都目黒区緑が丘一―三―一七	八、二、二〇
鈴木　眞志	鈴木しんじと共に政治を変える会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田美倉町九	八、三、三
石　　平	石平後援会	代表者の氏名	石　　平	八、一、二二
		主たる事務所の所在地	奈良県奈良市大宮町六―一―一	
髙橋　英明	日本再生研究会	主たる事務所の所在地	埼玉県川口市芝中田二―九―六	八、二、八
			北埜　陽	
			奈良県奈良市大宮町七―二―五	
			東京都千代田区永田町二―一―	

武田　良太	武田良太政経研究会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―二―	八、二、一八
中川　宏昌	宏輝会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―二―	八、二、二〇
山中　　泉	山中泉政策研究会	主たる事務所の所在地	東京都新宿区市谷台町一四―六	八、三、二
若林　健太	健政会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―二―	八、三、一
			東京都港区赤坂二―一七―一二	
			長野県松本市野溝西一―三―四	
			青森県青森市新城字平岡一五―四六八	
			東京都板橋区赤塚新町二―一―	
			東京都千代田区永田町二―二―	
			広島県広島市安佐南区大町東一―一五―四	
			東京都千代田区永田町二―一―	
			宮城県多賀城市町前二―四―二七	
			東京都千代田区永田町二―一―	
			東京都中央区日本橋本町三―四―一八	
			大分県大分市西大道二―四―二	
			参議院議員	
			宮城県仙台市若林区新寺五―九―二〇	
			東京都千代田区永田町二―二―	
			千葉県市川市真間五―一―一八	
			東京都千代田区永田町二―一―	

○総務省告示第三百四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年八月六日

総務大臣　林　芳正

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
㈠　法第十九条第三項第一号による届出		
佐藤　芳博	博青会	（令和）七、八、一四
竹内　譲	竹内ゆずる後援会	八、一、二三
二階　伸康	明日の故郷を元気にする会	八、一、一
㈡　法第十九条第三項第二号による届出		
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
遠藤　利明	新風会	（令和）八、一、二三
落合　康恵	１５２５の会	七、一二、三一
金城　幹泰	金城みきひろ後援会	七、一二、二六
沓澤　亮治	くつざわ後援会	八、二、四
坂本　史子	坂本史子と地域を耕す会	七、一二、一六
藤巻　健太	藤巻けんたを応援する会	八、一、二三
宮澤　博行	宮柱会	七、一二、三一
毛利　秀徳	日本列島１００万人プロジェクト	七、一二、三一
八木　哲也	八心会	七、一二、三一
山本　太郎	新党ひとりひとり	八、一、一二
横山　春紀	横山春紀後援会	八、二、五

○国土交通省告示第千三十五号

航空保安無線施設を設置し、及び変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所、航空保安無線施設の種類及び名称、航空保安無線施設の位置及び所在地並びに期日

設置者の氏名及び住所	航空保安無線施設の種類及び名称	航空保安無線施設の位置及び所在地	期日
国土交通大臣 東京都千代田区	宮津ＶＯＲ	Ｎ35°29′ Ｅ135°08′ 京都府宮津市	予定する休止の開始期日 令和八年十月一日
	あまのＶＯＲ	Ｎ35°29′ Ｅ135°08′ 京都府宮津市	供用開始期日 令和八年十月一日